

議 長 日程第9、「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、国及びほかの地方自治体との給与水準の均衡を図るため、また人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

今回の給与条例の改正につきましては、本町職員の給料表と国家公務員や他市町の給料表との均衡を図るため、国基準に準じた給料表に改定し、また人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ所要の改正をするものでございます。

改正する内容は二つでございます。一つは、一般職員及び医師職の給料表を国基準の給料表に改定を行うものでございます。二つ目は地域手当の見直しでございます。令和7年度から都道府県を基本とする支給地域の設定に見直され、段階的に支給割合の引き上げが行われることになりました。本町におきましても近隣市町との均衡を図りつつ財政状況を踏まえ、地域手当の支給割合を見直すものでございます。

それでは恐れ入ります、議案7枚目の参考資料、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。左側、改正案のほうを御覧ください。

まず初めに1ページ目の第4条でございます。初任給及び昇給の基準の規定でございます。第5項は55歳に達した職員の昇給の基準で、現行では55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中4号給とあるのを2号給とするのを、改正案では55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員は、前項の規定にかかわらず昇給しない。ただし、当該職員で勤務

成績が特に良好であるものについては、規則の定めるところにより昇給させることができるに改めるものでございます。また、その下、第10条の2、地域手当の規定でございます。第2項では規定している地域手当の率を、現行の100分の6から100分の8に改めるものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。給料表でございます。別表第1、第3条関係、一般職給料表2分の1は2ページから9ページ上段まで、こちらが1級から4級、及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。

続きまして、一般職給料表2分の2は9ページ上段から13ページまで、5級から8級の給料表、及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。また別表第2、第3条関係でございます。医師職の給料表は15ページ中段から20ページまで給料表、及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。

恐れ入りますが12枚お戻りいただきまして、議案本文9ページをお願いいたします。附則でございます。第1項でございます。施行期日は、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項号給の切替えでございます。令和8年4月1日の前日において、松田町職員の給与に関する条例、別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて次表に定める号給とする。なお、給与改定に伴う影響額でございますが、当初予算において全会計を通じて約2,400万円でございます。

なお参考資料につきましては、2月13日の全員協議会で御説明しました松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。